

公共工事設計労務単価の改訂を踏まえた 適切な賃金の支払い等について

岡山市財政局監理課

この度、平成25年度公共工事設計労務単価の改訂を踏まえた技能労働者への適切な賃金の支払い等についての要請が国からありました。

技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は建設産業全体の喫緊の課題であり、建設業を営む皆様には、次に掲げる事項について特段のご配慮をお願いします。

●技能労働者に対する適切な賃金水準の確保

- ・元請企業においては、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準での賃金の支払いを要請する等の特段のご配慮をお願いします。
- ・専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引上げをお願いします。

●法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

- ・元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約の締結をお願いします。
- ・専門工事業者においては、各専門工事団体が作成した標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させるようお願いします。

なお、国において定められた平成25年度公共工事設計労務単価は全国平均で前年度比約15.1%上昇しています。また、岡山市においても本年4月より平成25年度の設計労務単価を適用しています。

【問合せ先】

財政局監理課 TEL 086-803-1368（直通）